

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

小田原市

### 2 構造改革特別区域の名称

都市農業成長特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

小田原市の区域のうち農業振興地域

### 4 構造改革特別区域の特性

本市主要作物である柑橘類の長期にわたる価格低迷や輸入農作物の急増により内外価格差が拡大するなど農業経営は非常に厳しい状況にある。そのため後継者不足の問題はますます深刻の度を増し、山間部地域など作業条件が悪いところが多く、従事者が高齢化してきているため、遊休農地の増加が著しい。平成 12 年度に実施した農業センサスにおける遊休農地面積は、234.3 ヘクタールで県下一である。現在まで、農地の流動化等によりその対策を講じてきたが、従事者自体が不足していることから、効果として顕われてきていない。あわせて、産業分野における事業所数・従業員数の減少も激しいことから地域の活力が低下してきている。

一方、業としての「農」がますます低迷する中、都市住民の「土づくり」に対するニーズは年々高まってきており、新たな担い手（援農者）として期待されているところである。

このような状況を打開するために、新しい力を活用するなど、既存の枠組みにとらわれない新しい事業の創出が求められており、本市農業の特性である都市農業の振興が急務である。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本市は、山間部も多いことから耕作されていない農地が存在する。このような状況を改善するためには、作業条件の改善（ハード整備）と実際に耕作をする担い手の確保（ソフト事業の充実）の両面が必要であり、これまでも担い手後継者対策に力をいれてきたが、実効性の高い方策がなく苦慮しているところである。

平成10年度には、農業活性化のために「小田原市農林畜産物特産品開発推進協議会」を設立し、消費者、流通業者、販売者そして関係機関が一体となり、農産物を加工した特産品の開発を行ってきた。この結果、商品として扱えないものが原料として利用することが可能となり、生産意欲の向上など一定の効果をあげることができた。しかしながら、抜本的な対策として位置付けられるものではなく、今後、優良農地を確保し、農業全体の活性化を図るためには、今までの制度では十分な担い手を確保できないことから、農業分野以外からの参入を促し、民間の活力を利用することが重要である。

また、遊休農地を市民農園として活用することによって遊休農地の放置が原因で生じる草刈りなどの機会費用を吸収することができる。同時に農地の持つ食料生産機能以外の多面的機能を市民に理解してもらい、有機野菜などの生産を通じて、新規就農への動機付けのきっかけ作りを行う。

このようなことから、「おだわら農業農村ビジョン～小田原市農村振興基本計画～」そのテーマである「農家・市民が共に創造・承継する生産・消費・交流・生活の拠点」を確定するため、いくつかの事業を導入し、その達成を目指すとともに、本市農業の特徴ともいえる消費者と生産者が近いという「都市農業」をさらに成長させることが非常に重要である。

都市農業のもつ様々な機能を最大限に発揮させるためには、既存の制度だけでなく構造改革特別区域認定による特定事業の実施により大きな効果が期待できると考えている。

また、本市のような首都圏近郊で山間部も多く、都市と農村（田園）の共生が今後のまちづくりにおける重要な要素となる地域では、農村の形成という意味においても重要な意味を持つことから、農業分野における新しいスタイルの参入は閉塞している地域に活力を与えることができる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

「食料・農業・農村基本法」では、国土の重要な部分を占める農地を十分に活用することを掲げている。その利用手法として本市では、都市農業的な土地利用を今後将来に向けて確立していく必要がある。

都市農業は、都市住民に新鮮で安全な農産物を供給することや、防災空間の創出や環境の保全、ゆとりやうるおいなどを提供するなど、農地の多面的機能の発揮という役割を持つ。本市は、首都圏の最西端に位置し、都市と農村（田園）が混在しているが、農業分野においては、前述したとおり様々な課題を抱えており、現状ではその機能を十分に果たしていない。

その意味において、本市農業の将来の姿を考えたときに、特区構想の中で、新たな都市農業の姿（農業と農村に対する理解と関心を深め、ゆとりある生活を創出し、都市と農村の交流を促進すること。また、本市農業の立地性を生かすため、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図る。）の達成を目指すことが、すなわち都市農業の成長となる。

具体的には、農地確保の一番の課題である、遊休農地の抑制は、既存の枠組みでは対応が十分でなく、他業界からの参入など、新たな担い手を育成し都市農業の成長、さらには、地域全体の活性化へと連動させ、雇用の拡大や活力の創出をすることが重要である。

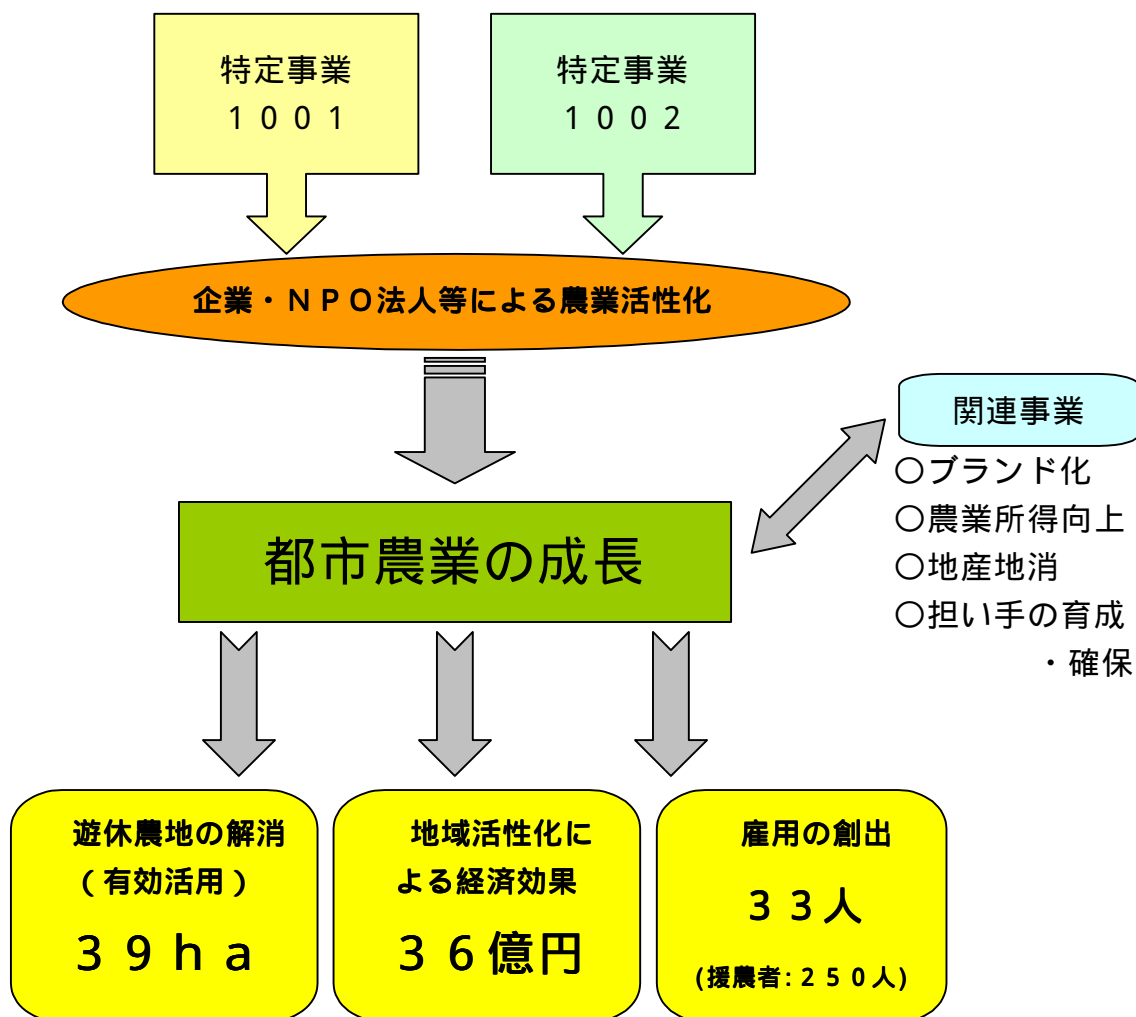
また、本市の農業にとっては、東京から 80 キロメートル圏にあり、生産地と消費地が近接していることから、生産・流通・販売のシステムを確立し、「地産地消」の推進をすることは非常に重要である。

さらに、市民農園の開設主体を NPO 法人など多様な法人とすることで、農業の持つさまざまな機能（水源涵養機能・生態系保全機能・保健健康機能・防災機能等）及び食育の重要性を多くの住民に理解してもらい、都市住民との交流拠点を確保し、有機農法に取り組んでいる農家と協力を得ながら、有機野菜の栽培を行い、新たな農業の担い手育成につなげるとともに遊休農地の解消を図る。

併せて、既存の担い手育成事業である「いきいき農業塾」を充実すると同時に、農業協同組合との連携により新たな「援農システム」を構築し、地域農業の活性化を推進するなど複数の事業を関連づけながら都市農業の成長を目標とし地域コミュニティの再生を図りながら経済的・社会的な効果を創出できるような仕組みづくりをしていく。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

都市農業の成長を目標に掲げ、各種関連事業との連動を図りながら、特定事業を導入することで、社会的・経済的効果は、次のとおり見込むことができる。



	企業等の参入予定数	遊休農地解消	経済効果	雇用促進	援農者
特定法人による農業参入	6	28	1,523,450	33	
NPO法人等による市民農園の開設	10	5	892,860		250
関連事業		6	1,200,000		
その他					
合計	16社(団体)	39ha	3,616,310千円	33人	250人

## 1) 遊休農地の解消（有効活用）: 39ha

本市の遊休農地は、234.3ha で、今後も増加が予想される。遊休農地の増加見込を本市にあてはめてみると平成 22 年度までに、11ha が増加し 245.3ha になると予想されている。

企業参入及び NPO 法人等の市民農園の開設、関連事業による遊休農地の解消については、次のとおり見込まれる。

(単位 ha)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
特定法人による 農業参入	7	18	1	1	1	28
NPO 法人等による 市民農園の開設	1	1	1	1	1	5
関連事業			-	-	6	6
計	8	19	2	2	8	39

各項目の内訳は参考資料 のとおりである。

## 2) 地域の活性化による経済効果: 36億円

本市の市場マーケットは概ね 100 億円（総務省の家計調査年報により類似都市から推計）が存在し、神奈川県内の消費動向や豊富な観光客等の交流人口を勘案すると、アグリビジネスの事業チャンスはかなり大きいものといえる。

直接的な効果及び経済波及効果は次のとおり見込まれる。

(単位 千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
特定法人による 農業参入	45,300	183,787	564,787	364,788	364,788	1,523,450
NPO 法人等による 市民農園の 開設	59,524	119,048	178,572	238,096	297,620	892,860
関連事業	-	-	-	600,000	600,000	1,200,000
計	104,824	302,835	743,359	1,202,884	1,262,408	3,616,310

各項目の内訳は参考資料 のとおりである。

### 3) 雇用の創出：33人（援農者：250人）

企業の参入及びNPOによる市民農園の開設により、その従事者として次のとおり新たな雇用の創出が見込まれる。

（単位 人）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
特定法人による 農業参入(雇用)	10	10	3	5	5	33
NPO 法人等による 市民農園の開設 (援農者)	50	50	50	50	50	250
関連事業	-	-	-	-	-	-
計	60	60	53	55	55	283

#### 援農者

一般サラリーマンや主婦など農家以外の人で、農業の手助けをする。

NPO 法人が市民農園を開設し、農業のすばらしさを実感した一般市民が職業としての農業ではなく、農業を援助する担い手として位置付け、労働者不足を補完していく。

市民農園利用者へのアンケート調査によれば、今後、農業に取り組みたいと希望している人は、利用者の25%（資料）であり（今回の計画では市民農園に4,600人が参画すると見込まれるが、子供等も含まれているため、援農者の対象となるのは概ね1,000人程度と考えられる。）市民農園における「農」との関わりを拡大することで、農業へ参入する人も増加する。

## 8 特定事業の名称

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### 《既存事業》

- ・ 市内で生産される農産物の地産地消を推進し、また、農作物のブランド化を推進するために小田原市農林畜産物特産品開発推進協議会を一層の充実を図る新たな事業展開
- ・ みかん及びタマネギオーナー制度
- ・ いきいき農業塾の運営

### 《新規事業》

- ・ （仮称）小田原自由市場の開設
- ・ ブランド推進協議会の設立及びブランド認定事業
- ・ 新たな援農システムの構築、農業生産法人との連携による担い手確保・育成（就農推薦状・就農計画づくり支援） 等々

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別紙

### 1 特定事業の名称

1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特定事業の実施主体

小田原市

特定法人

市内外の法人（特定法人による参入促進については市広報及び市ホームページ等でPRを行う予定）

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定日

### 4 特定事業の内容

主体：小田原市

区域：小田原市内農業振興地域

内容：特定事業の実施主体である小田原市が、遊休農地を特定法人に貸し付けることにより、現時点では、新規就農及び利用権設定等の既存事業では、遊休農地の解消がなかなか進まない状況に対して、法人の農業参入を認めることによって、新たな都市農業（地産地消）の展開を図るもので、具体的には、農事組合法人小田原産直組合と提携し、同組合員からの営農指導を受け有機農産物の生産を行い、首都圏コープ事業連合への販売する。

また、平成16年度には、食品製造会社が、その食材の一部を安価に生産するとともに、より安心・安全な食の提供をするため自らが農業参入を予定している。

さらに、今後、PRを実施することで、特定事業主体として参入を誘導するなどして、合計28haの遊休農地の解消とあわせ、直接的経済効果として約15億円を見込んでいる。



## 5 当該規制の特例措置の内容

高齢化や後継者不足による遊休農地の増加（図 1 及び 2）が著しく、平成 12 年における県の遊休農地 1,446ha の約 16%に当たる 234.3ha が本市の農地となっており、特に、みかんに代表する樹園地は神奈川県全体の 50%を占め、深刻な状況である。

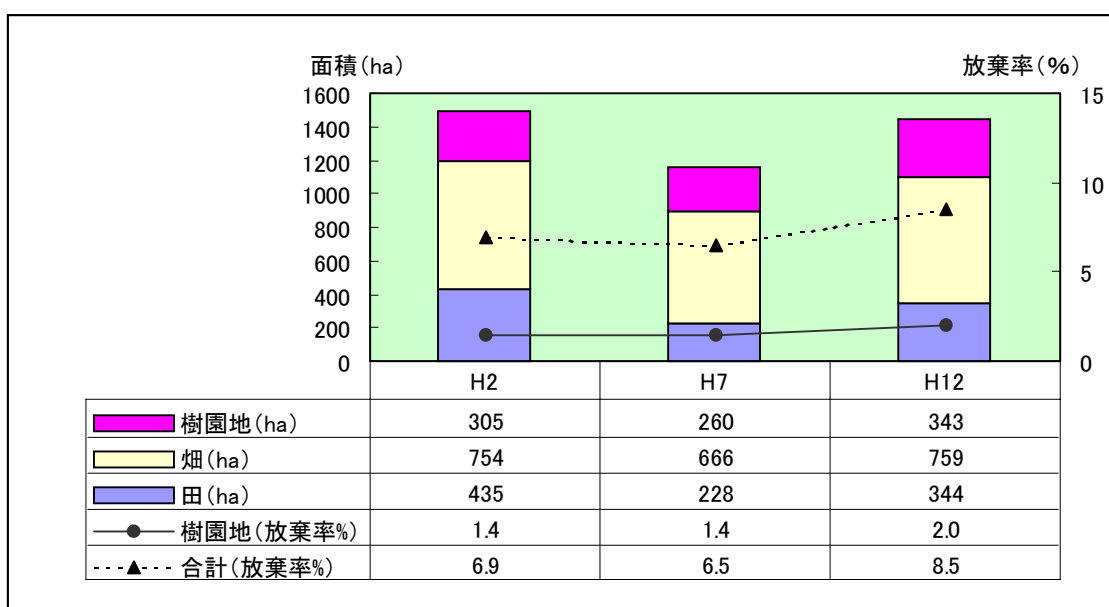
また、農家数の減少だけでなく、農家人口における 60 歳以上の比率は 30 年前と比較すると占有率が 2 倍以上となっている。（図 3 及び図 4）また、経営耕地面積も年々減少してきており（図 5）最近では、ブランドとして確立されている‘曾我の梅’でさえも、安価な輸入梅におされ危機的な状況に直面している。

平成 11 年に実施した営農アンケートにおいても、後継者がいると回答した人は、30%に過ぎず、10 年後の農業経営については、現状維持を希望する農家が半数以上を占め、規模拡大を希望する農家はたった 2%程度であった。

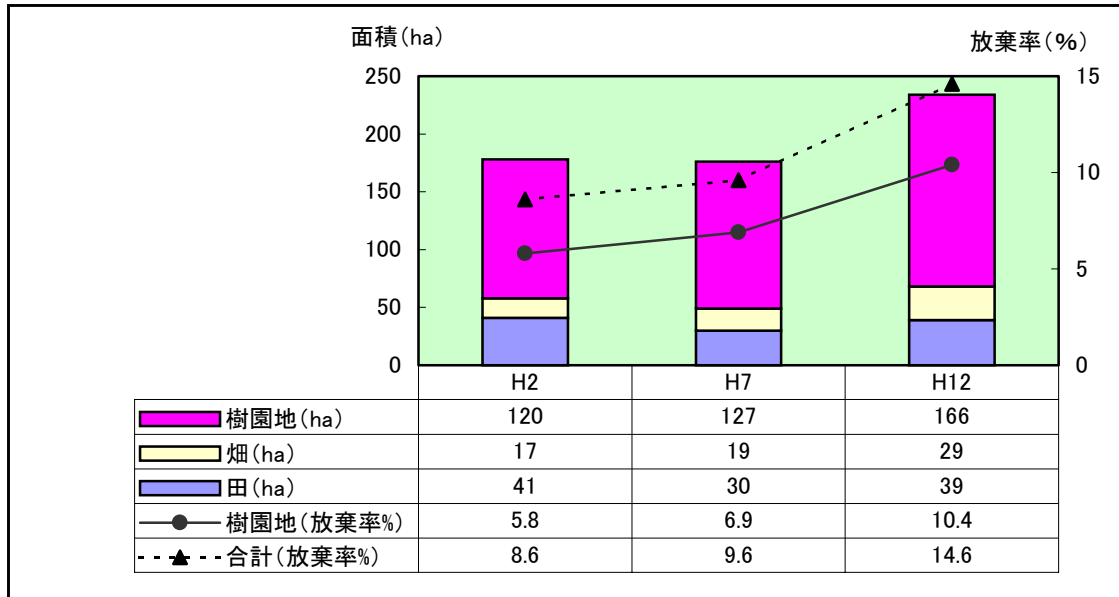
地域の活力が低下してきている主な原因として、事業所数・従業員数の減少や開・廃業率の逆転現象（H8～H11 の開業率 4.8%、廃業率 6.4%）、有効求人倍率の低下（H8 の 0.5 倍から H11 の 0.37 倍に低下）を挙げることができる。

そのためにも、新たな活力の創出が急務な課題であり、長引く不況による失業率の上昇している中で、雇用の拡大により、地域の活性化が必要である。

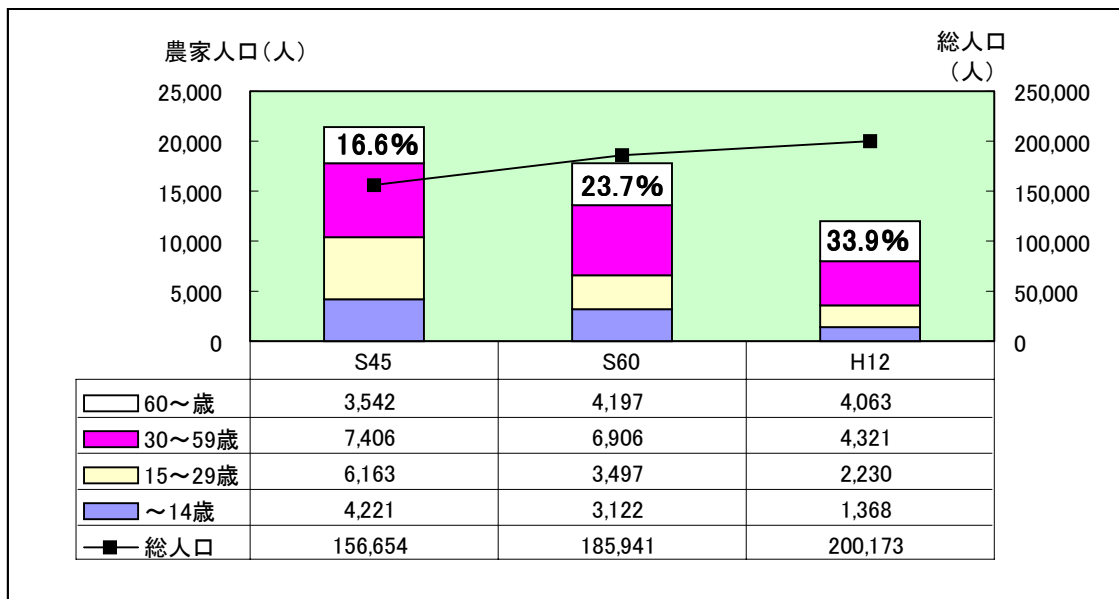
\* 図 1（遊休農地 神奈川県）



\* 図 2 (遊休農地 小田原市)

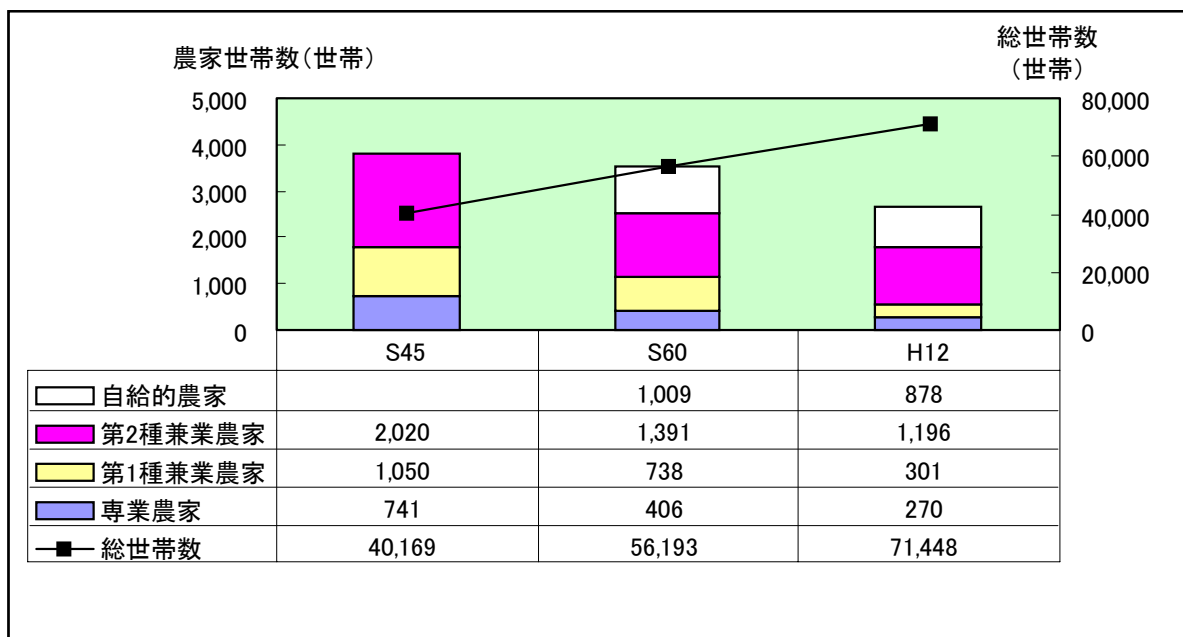


\* 図 3 (農家人口)

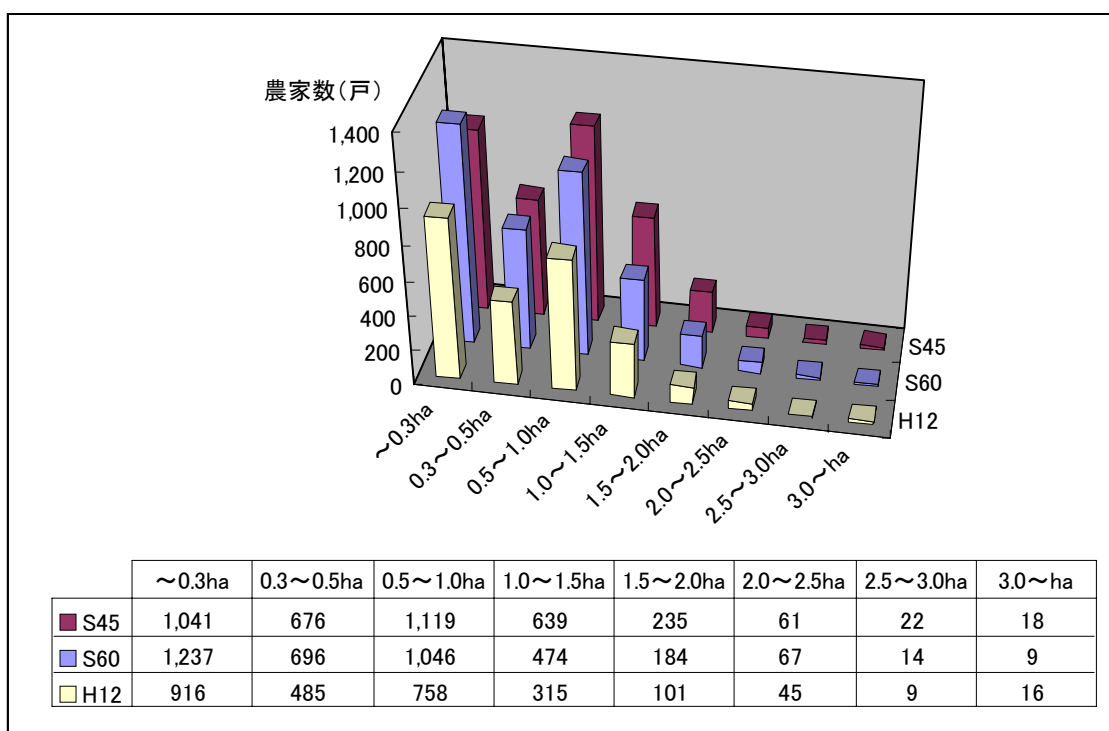


グラフ内の割合は、農家人口に占める 60 歳以上の比率を示す

\* 図 4 (世帯数)



\* 図 5 (経営耕地面積)



注 特定事業ごとに作成すること

## 別紙

### 1 特定事業の名称

1002 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特定事業の実施主体

小田原市

開設主体

市内外の法人（NPO 法人等による参入促進については市広報等でPRを行う予定）

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定日

### 4 特定事業の内容

主体：小田原市

区域：小田原市内農業振興地域

内容：特定事業の実施主体である小田原市が、遊休農地を特定法人に貸し付けることにより、現時点では、新規就農及び利用権設定等の既存事業では、遊休農地の解消が、なかなか進まない状況に対して、NPO 法人等多様な法人の農業への関与を認めることによって、新たな都市農業（都市住民の多様な需要に即すと同時に都市と農村の交流を核とした姿）の展開を図る。

市民農園事業の実施に当たっては、環境保全型農業による体験農業を行い、有機栽培を行う（開設主体である NPO 法人の会員の中にはすでに、環境保全型農業に精通している人がいる）など、既存の市民農園との差別化を図っていく。

また、今後、参入については、平成 15 年度に 1 団体、平成 16 年度は、2 団体を見込んでいる。

市民農園に対するニーズが極めて高いことから、今後、PR を行うことで開設主体となりうる団体を毎年 2 団体程度参入誘導す

るなど、合計 5ha の遊休農地の解消を図り事業の拡大を図っていく。

## 5 当該規制の特例措置の内容

高齢化や後継者不足による遊休農地の増加(図1及び図2)が著しく、平成12年における県の遊休農地1,446haの約16%に当たる234.3haが本市の農地となっており、特に、みかんに代表する樹園地は神奈川県全体の50%を占め、深刻な状況である。

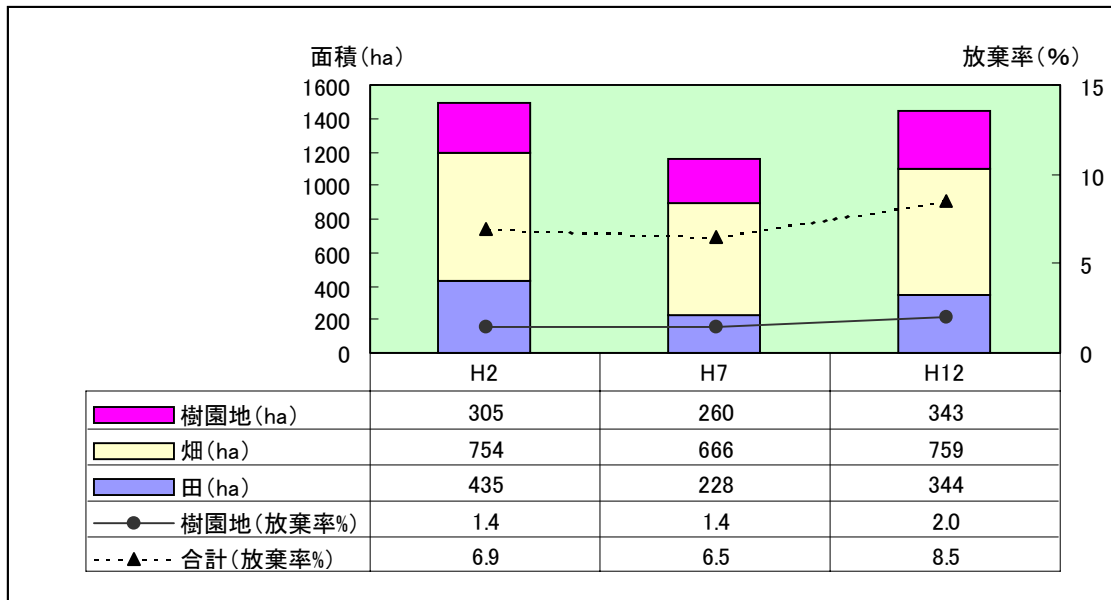
また、農家数の減少だけでなく、農家人口における60歳以上の比率は30年前と比較すると占有率が2倍以上となっている。(図3及び図4)

このような遊休農地は、単に農業生産における効率性を低下させるだけでなく、周辺環境に悪影響を及ぼすことが懸念されていることから、農家間においてだけでなく、一般市民の中でも問題視されている。環境問題に関心の高い人や団体からは、その具体的対応策についての指摘や提案もあるなどますます課題に対する緊急の度合いは高まっており、その解決策のひとつとして都市住民に力を活用することがあげられる。

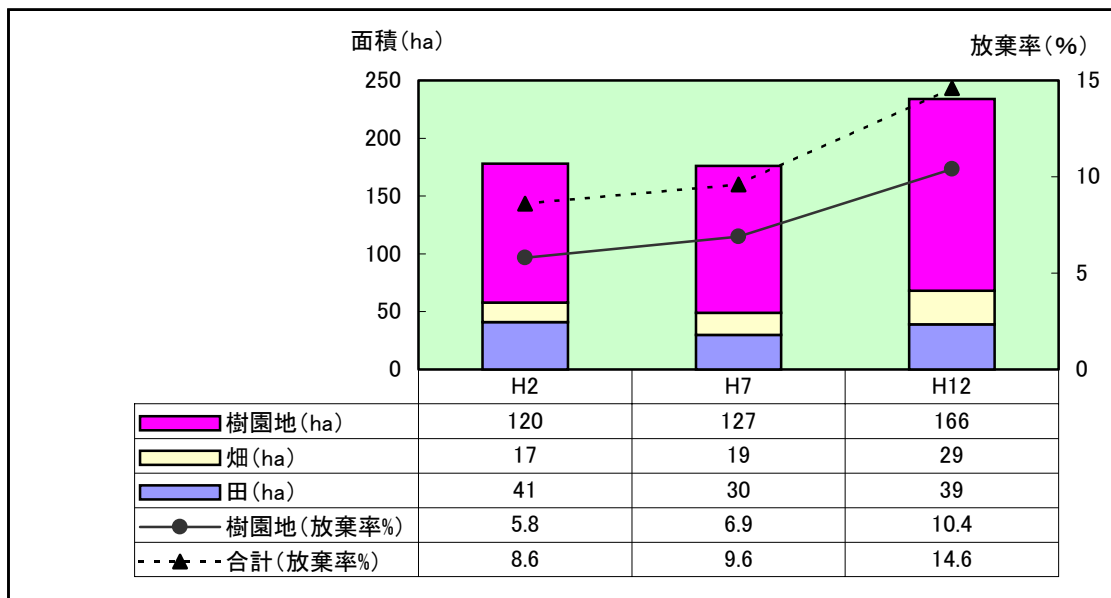
本市の市民農園は平成14年度現在7箇所開設しており、利用者数は700人余であるが、その90%は継続利用の意向を示している。新規に市民農園の利用を希望する市民は70人程度いる。

平成14年に「おだわら農業農村ビジョン～小田原市農村振興基本計画～」策定時に実施した市民アンケート(対象1,000人・無作為抽出)によれば、農業に取り組む意向のある人は30%に上り、市民農園の需要はきわめて高い。

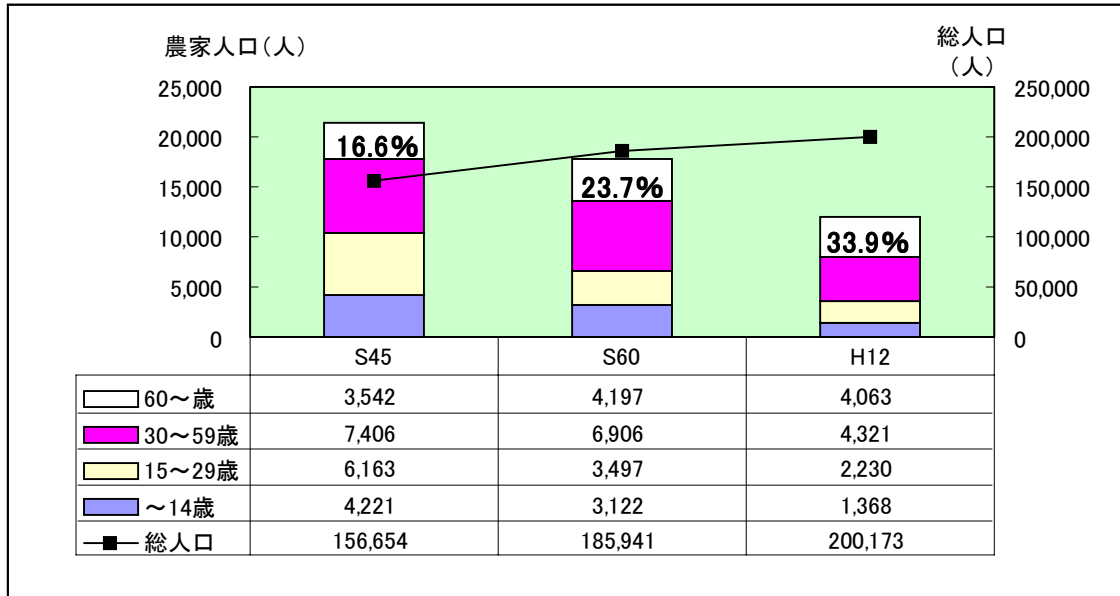
\* 図 1 (遊休農地 神奈川県)



\* 図 2 (遊休農地 小田原市)

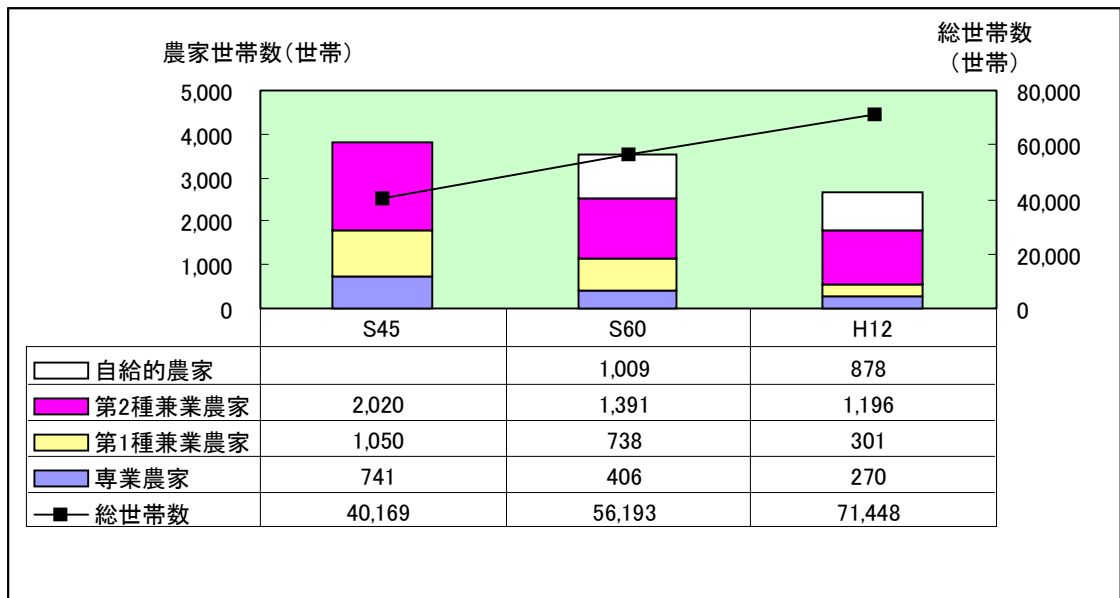


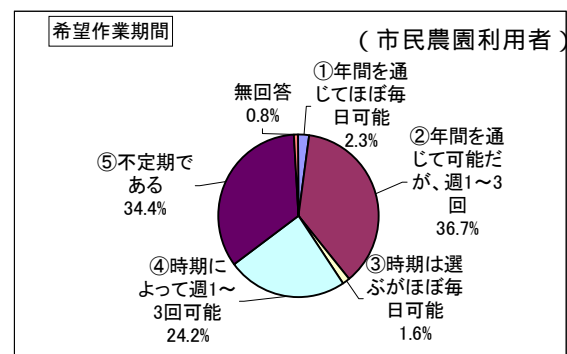
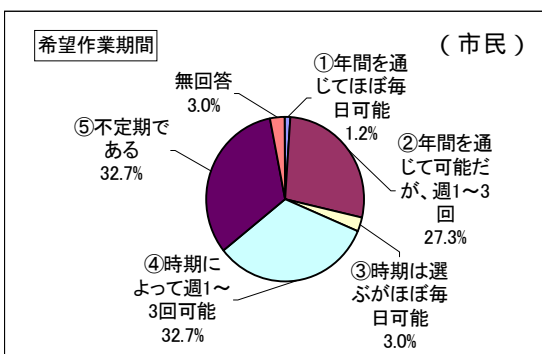
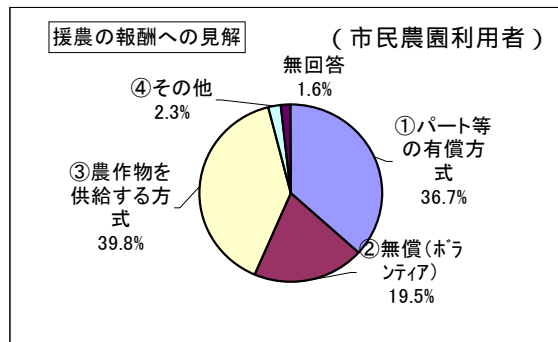
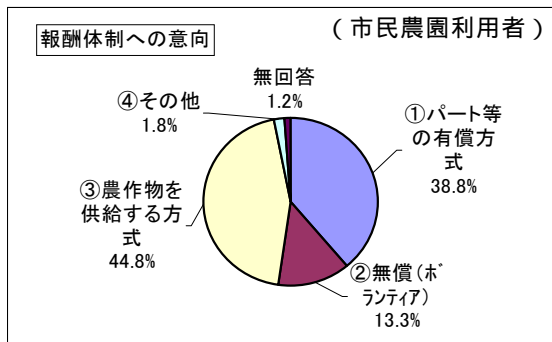
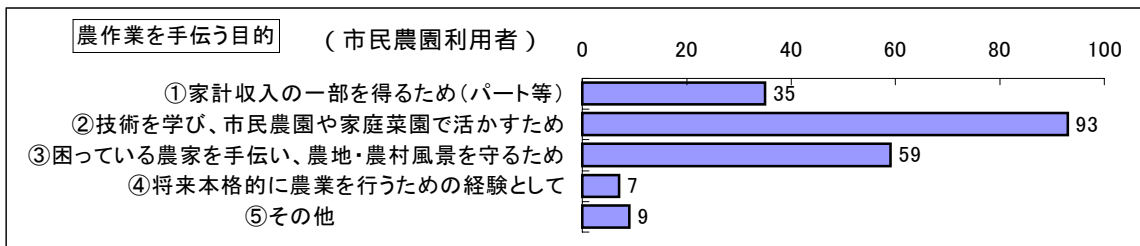
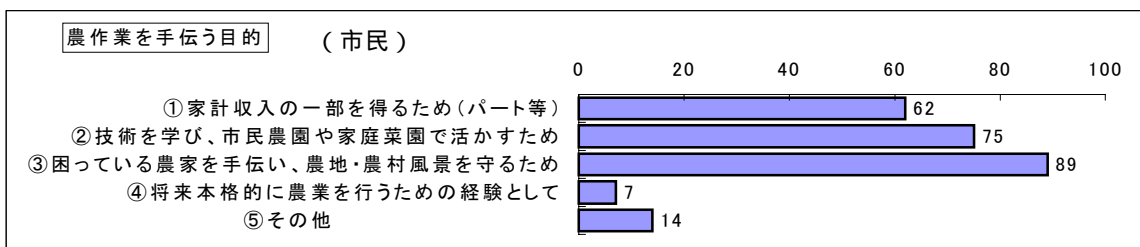
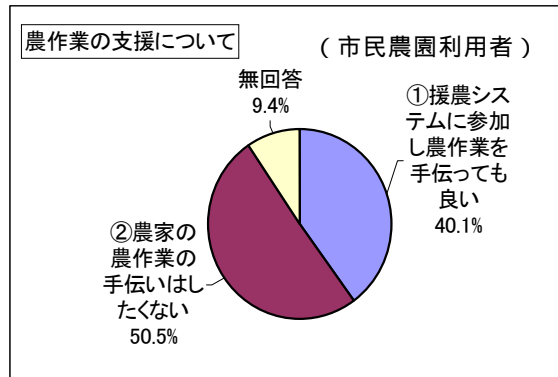
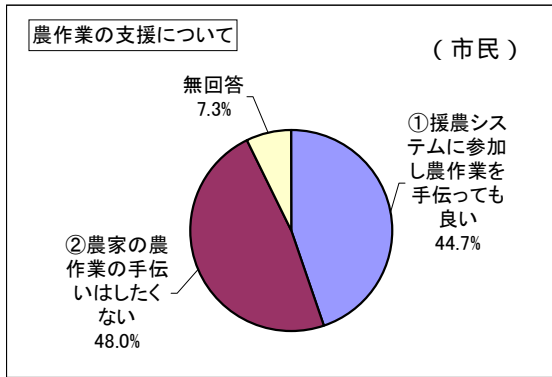
\* 図 3 (農家人口)



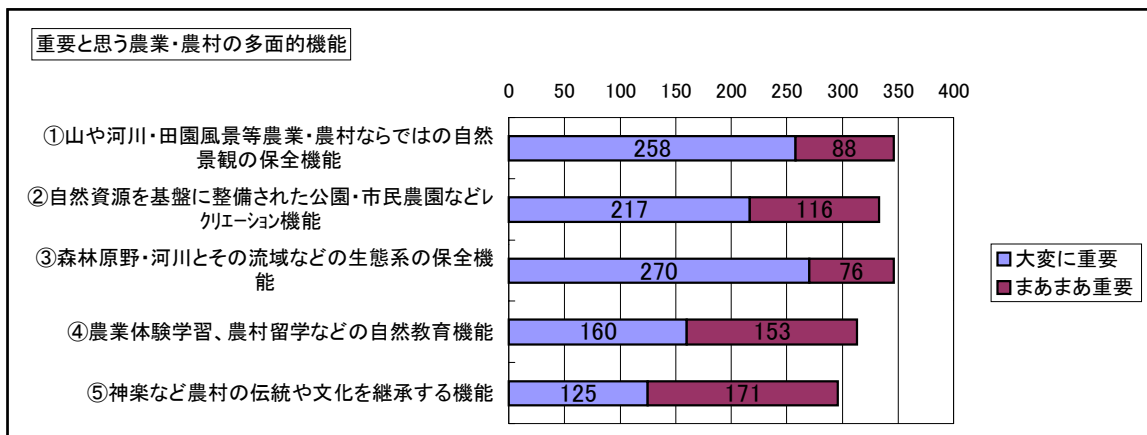
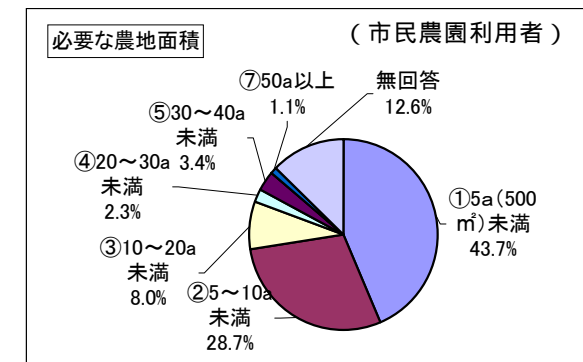
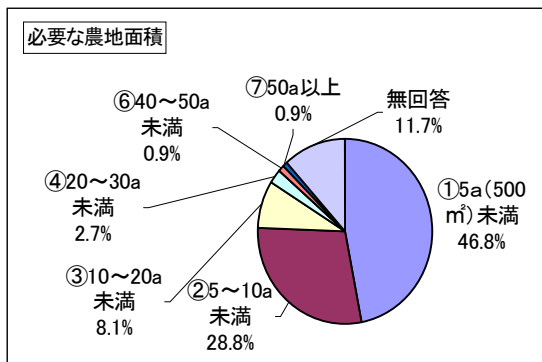
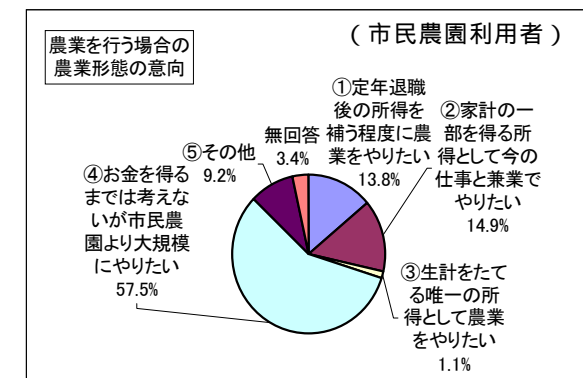
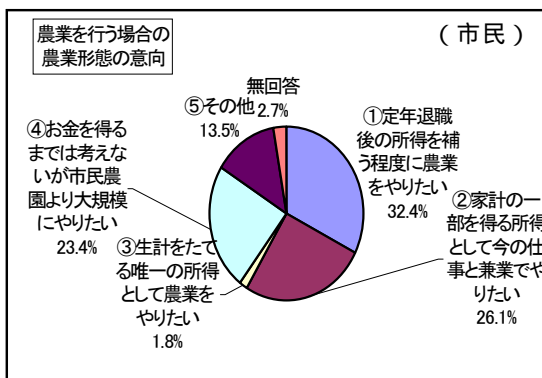
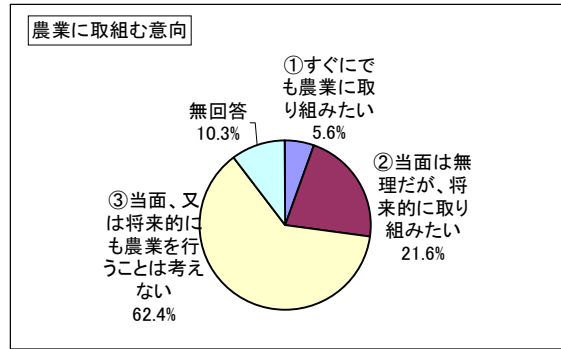
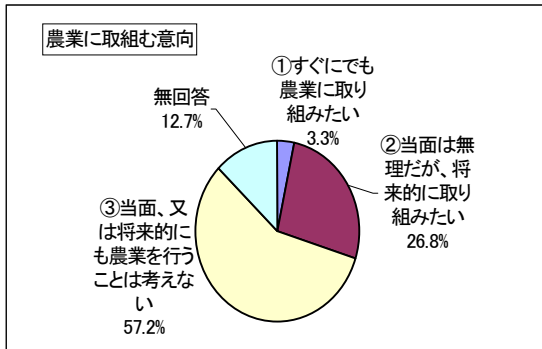
グラフ内の割合は、農家人口に占める 60 歳以上の比率を示す

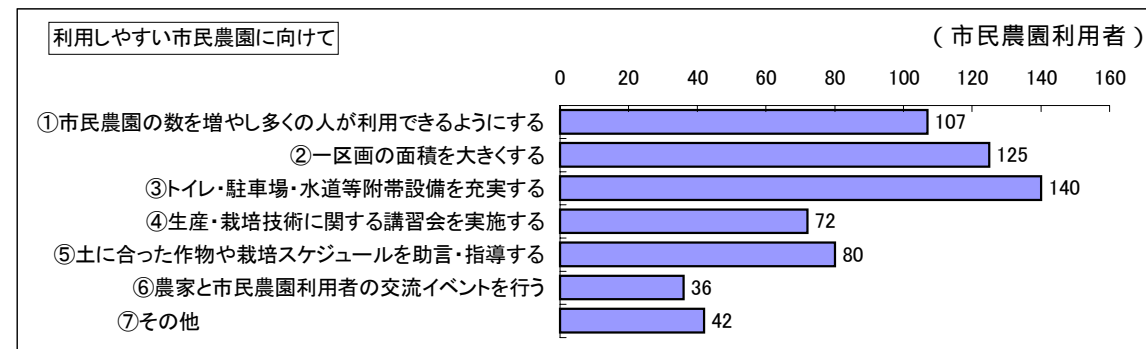
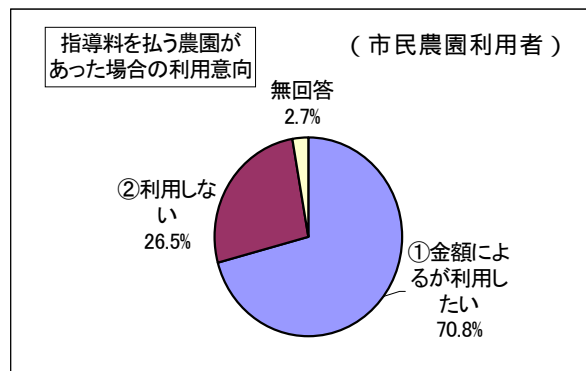
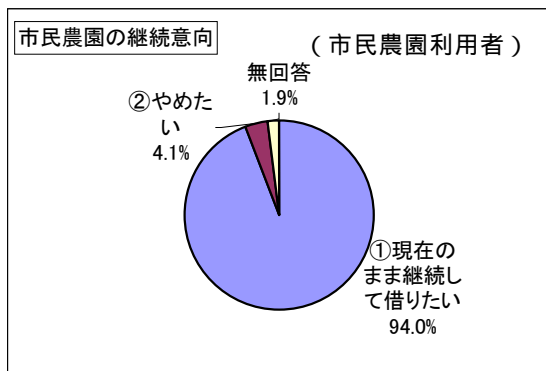
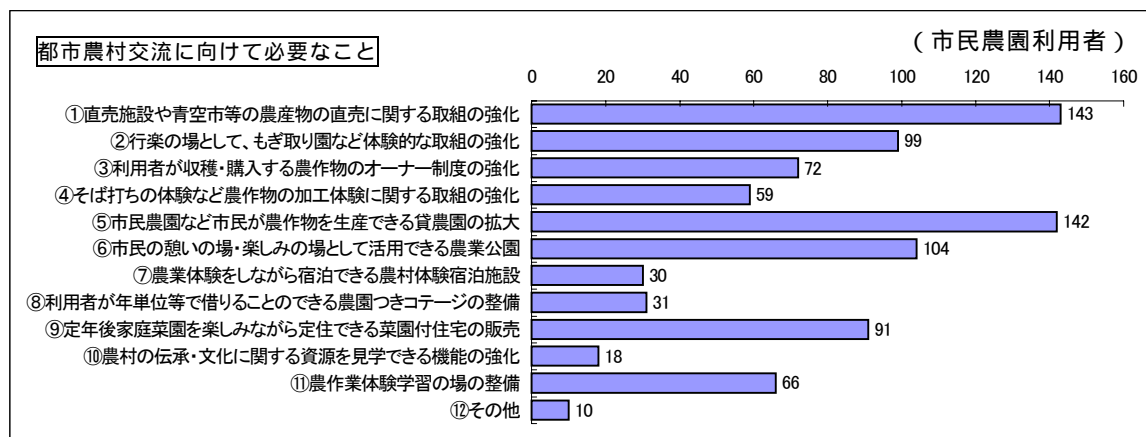
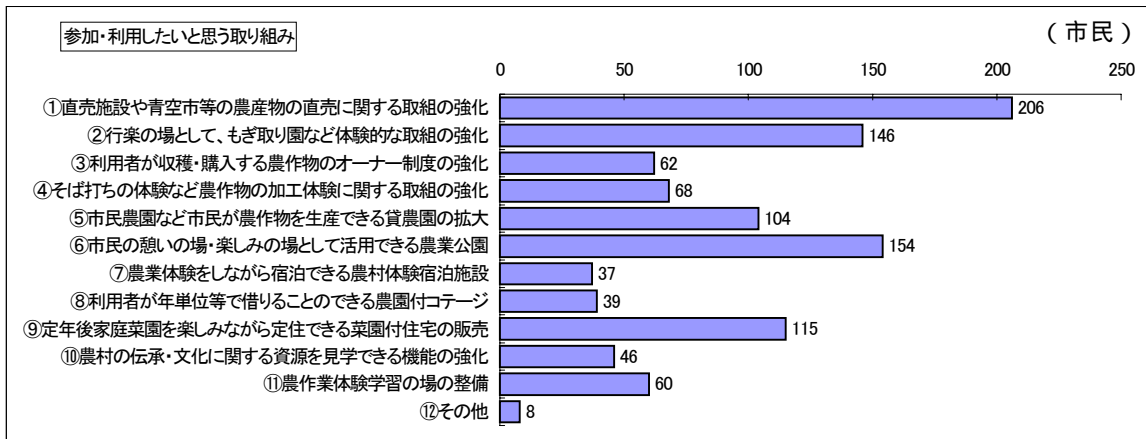
\* 図 4 (世帯数)











注 特定事業ごとに作成すること